（国土地理院四国地方測量部長）
同　佐藤宗一郎
国土地理院地理調査部付に転任させる
（国土地理院地理調査部社会地理調査課長）同　田崎　昭男
国土地理院四国地方測量部長に転任させる
（東北地方整備局浅瀬石川ダム管理所長）同　布施　泰治
東北地方整備局河川部付に転任させる
（東北地方整備局河川部河川環境課長）同　宮崎伸一郎
東北地方整備局浅瀬石川ダム管理所長に転任させる
（大阪空港事務所管制保安部長）同　水戸　博
函館空港事務所長に転任させる（以上十一月一日）

皇室事項

大綬章等勲章親授式

十一月五日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、林寛子に桐花大綬章を、氏家齊一郎、児島仁及び矢野絢也に旭日大綬章を、清成忠男に瑞宝大綬章を、廣中和歌子、渡邉秀央、田名部匡省、深谷隆司、南野智惠子、松田岩夫、泉信也、泉徳治、マフムード・アフーゼイド、ボールドウィン・シボ・ヌグバネ及びムハンマド・ビン・ハマド・アル・ルムヒーに旭日大綬章を授与された。

官庁発表

官庁事項

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標の一部変更

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり変更し、平成22年９月13日に指示したので同項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 11 月９日

総務大臣　片山　善博
文部科学大臣　髙木　義明

Ⅱの５⑵を次のように改める。

⑵　ＬＮＧ推進系

「ＧＸロケット及びＬＮＧ推進系に係る対応について（平成21年12月16日内閣官房長官、宇宙開発担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣）」を踏まえ、これまでの研究開発の成果を活用しつつ、液化天然ガス（ＬＮＧ）推進系に係る技術の完成に向けた必要な基礎的・基盤的な研究開発を行う。

Ⅲの３中「信頼性向上を実現する。」の次に「あわせて、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。」を加える。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合東京勤労者医療会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成22年11月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 11 月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

埼玉県　みさと協立病院、メンタルクリニックみさと、三郷しいのき薬局及び訪問看護ステーション早稲田

千葉県　東葛病院、東葛病院附属診療所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、野田南部診療所、あびこ診療所、新松戸歯科、野田南部歯科、東葛歯科、わかば薬局、ひばり薬局、ひいらぎ薬局、江戸川台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、なのはな訪問看護ステーション、野田南部訪問看護ステーションそよかぜ、わかくさ訪問看護ステーション及び柏豊四季訪問看護ステーション

東京都　代々木病院、代々木診療所、外苑診療所、農大通り診療所、おおくぼ戸山診療所、代々木歯科、川島歯科、たくみ外苑薬局、神宮前薬局、つくし薬局、代々木訪問看護ステーション、ほんまち訪問看護ステーション、戸山訪問看護ステーション、経堂すずらん訪問看護ステーション及びはたがや協立診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本空輸乗員組合から、グループ再編に伴う適正な賃金水準等の要求に関して、平成22年11月10日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 11 月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

北海道労働局長　髙原　和子

第４号中「１時間750円」を「１時間758円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間741円」を「１時間753円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間810円」を「１時間817円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間814円」を「１時間821円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間825円」を「１時間832円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間822円」を「１時間829円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月９日

埼玉労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間785円」を「１時間790円」に改める。